

参 考 資 料

1. 策定体制

(1) 本庄市子ども・子育て会議

○本庄市子ども・子育て会議条例

平成25年7月1日

条例第17号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、本庄市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員20人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する関係団体からの推薦を受けた者
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (5) 労働者を代表する者
- (6) 公募による市民
- (7) 関係行政機関の職員
- (8) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 子ども・子育て会議に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 子ども・子育て会議は、必要があるときは、関係者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、福祉部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、委員長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(本庄市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 本庄市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年本庄市条例第44号）の一部を次のように改正する。

別表児童福祉審議会委員の項の次に次のように加える。

子ども・子育て会議委員	日額	6,200円
-------------	----	--------

本庄市子ども・子育て会議委員名簿

役職	団体名等	氏名
委員長	本庄市教育委員会	落合 崇志
副委員長	本庄市更生保護女性会	日向 理
委員	本庄市PTA連合会	谷田 裕之
委員	保育園保護者会	内野 奈保
委員	幼稚園保護者会	高橋 康代
委員	子育て応援団 本庄びすけっと	宮塚 智子
委員	NPO法人 本庄子育てネット	中原 貞子
委員	本庄市私立保育園園長会	間庭 誠一
委員	本庄市私立幼稚園協会	岩田 龍司
委員	本庄市学童クラブ	澁谷 とも江
委員	本庄市小中学校長会	福島 慎治 (平成26年3月31日まで) 山川 辰雄 (平成26年4月1日から)
委員	本庄市児玉郡医師会	富沢 峰雄
委員	本庄児玉郡市地域協議会	間仲 智久
委員	一般公募	八本 裕子
委員	一般公募	上野 昌美
委員	埼玉県熊谷児童相談所	加藤 寛
委員	本庄市民生児童委員協議会	田邊 晶子

(2) 本庄市子ども・子育て支援事業計画策定庁内検討委員会

○本庄市子ども・子育て支援事業計画策定庁内検討委員会設置規程

平成25年9月2

日

訓令第13号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第61条の規定に基づく本庄市子ども・子育て支援事業計画（以下「計画」という。）を策定するにあたり、庁内の関係部局の職員により必要な事項を検討するため、本庄市子ども・子育て支援事業計画策定庁内検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 計画の基本方針に関すること。
- (2) 計画の原案に関すること。
- (3) その他計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は福祉部長を、副委員長は福祉部子育て支援課長をもって充てる。
- 3 委員は、別表に掲げる所属部署から選出された者をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、必要があると認めるときは、関係職員を会議に出席させることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、福祉部子育て支援課において処理する。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、公示の日から施行する。

(失効)

- 2 この訓令は、平成27年3月31日限りその効力を失う。

別表（第3条関係）

区分	所属部署
委員	企画財政部秘書広報課 企画財政部企画課 企画財政部財政課 市民生活部市民活動推進課 市民生活部危機管理課 福祉部社会福祉課 福祉部障害福祉課 保健部健康推進課 保健部介護いきがい課 経済環境部環境推進課 経済環境部商工課 都市整備部建設課 都市整備部都市計画課 都市整備部建築開発課 都市整備部営繕住宅課 都市整備部拠点整備推進課 教育委員会学校教育課 教育委員会生涯学習課 教育委員会体育課 教育委員会図書館

本庄市子ども・子育て支援事業計画策定庁内検討委員名簿

所属部署	職名	委員名
福祉部	部長	委員長 駒沢三郎
福祉部子育て支援課	課長	副委員長 中山秀明
企画財政部秘書広報課	主事	委員 金井瑞枝 (平成26年10月13日まで)
	課長補佐	委員 境野 淳 (平成26年10月14日から)
企画財政部企画課	主任	委員 今井陽美
企画財政部財政課	主任	委員 飯塚龍太郎
市民生活部市民活動推進課	課長補佐	委員 赤尾直行
市民生活部危機管理課	主事	委員 松本 潔
福祉部社会福祉課	主査	委員 中村千澄
福祉部障害福祉課	主査	委員 田畑知香子 (平成26年3月31日まで)
	主査	委員 津久井美保 (平成26年4月1日から)
保健部健康推進課	課長補佐	委員 茂木正男
保健部介護いきがい課	主査	委員 田島光世
経済環境部環境推進課	係長	委員 田沼正樹
経済環境部商工課	主事	委員 矢島俊郎
都市整備部建設課	主査	委員 今井 勉
都市整備部都市計画課	主任	委員 塩谷威弘
都市整備部建築開発課	主任	委員 倉林 裕
都市整備部営繕住宅課	主事	委員 利根川 拓哉
都市整備部拠点整備推進課	主事	委員 小暮 将光
教育委員会学校教育課	課長補佐	委員 斉藤 みゆき
教育委員会生涯学習課	主査	委員 神岡健児 (平成26年3月31日まで)
	主査	委員 園木健造 (平成26年4月1日から)
教育委員会体育課	課長補佐	委員 根岸 誠
教育委員会図書館	課長補佐	委員 岡田雅子

2. 策定経過

月 日	内 容
平成25年 9月27日（金）	第1回本庄市子ども・子育て会議 （1）会議の運営について （2）子ども・子育て支援新制度の概要 （3）本庄市の子育て支援の現状について （4）ニーズ調査（案）について
10月23日（水）	第1回本庄市子ども・子育て支援事業計画策定庁内検討委員会 （1）子ども・子育て支援新制度について （2）ニーズ調査について報告 （3）次世代育成支援行動計画進捗状況調査について依頼
11月29日（金）	第2回本庄市子ども・子育て会議 （1）会議の運営について （2）次世代育成支援行動計画（後期）実施状況（平成24年度） について （3）ニーズ調査結果概要について （4）区域割りについて
平成26年 1月9日（水）	第2回本庄市子ども・子育て支援事業計画策定庁内検討委員会 （1）次世代育成支援行動計画（後期）実施状況（平成24年度） 報告 （2）ニーズ調査集計結果の傾向について （3）区域割りについて
1月31日（金）	第3回本庄市子ども・子育て会議 （1）区域割について （2）ニーズ調査集計結果の傾向について （3）地域型保育事業認可基準について （4）確認制度について （5）放課後児童クラブの運営基準について （6）利用者支援事業の実施要綱案について
3月14日（金）	第4回本庄市子ども・子育て会議 （1）会議の進捗状況について （2）サービス提供量の見込みについて （3）保育の必要性の認定について （4）地域型保育事業認可基準について （5）確認制度について （6）放課後児童クラブの運営基準について

	<p>(7) 本庄市の子育て支援の利用者支援事業形態（案）について</p> <p>(8) 本庄市の子育て支援における意見</p>
5月16日（金）	<p>第5回本庄市子ども・子育て会議</p> <p>(1) 子ども・子育て支援新制度なるほどBOOKについて</p> <p>(2) 本庄市子ども・子育て支援事業計画構成案について</p> <p>(3) 区域ごとのニーズ結果のまとめについて</p> <p>(4) 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（案）の概要について</p> <p>(5) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（案）の概要について</p> <p>(6) 教育・保育給付の支給認定に関する基準（支給認定基準）（案）の概要について</p>
6月20日（金）	<p>第6回本庄市子ども・子育て会議</p> <p>(1) 子ども・子育て支援に関するアンケート調査報告書及びその傾向について</p> <p>(2) 幼児期の教育・保育提供に関する量の見込みと確保方策（案）について</p> <p>(3) 教育・保育の提供区域の設定及び人口推計について</p>
8月 1日（金）	<p>第7回本庄市子ども・子育て会議</p> <p>(1) 「子ども・子育て支援に関するアンケート調査報告書」に対する意見について</p> <p>(2) 地域子ども・子育て支援事業に関する提供区域の設定及び量の見込みと確保方策（案）について</p> <p>(3) 保育所入所選考基準表について</p> <p>(4) 保育の必要性の基準について</p>
8月29日（金）	<p>第8回本庄市子ども・子育て会議</p> <p>(1) 地域子ども・子育て支援事業に関する提供区域の設定及び量の見込みと確保方策（案）について</p> <p>(2) 本庄市子ども・子育て支援事業計画案（たたき台）について</p>
9月26日（金）	<p>第9回本庄市子ども・子育て会議</p> <p>(1) 本庄市子ども・子育て支援事業計画（案）について</p>
10月28日（火）	<p>第10回本庄市子ども・子育て会議</p> <p>(1) 本庄市子ども・子育て支援事業計画（案）について</p>

3. 関係法令

○子ども・子育て支援法（抜粋）

第一章 総則

（基本理念）

第二条 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。

2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。

3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

（市町村等の責務）

第三条 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、この法律の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

一 子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、子ども及びその保護者に必要な子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行うこと。

二 子ども及びその保護者が、確実に子ども・子育て支援給付を受け、及び地域子ども・子育て支援事業その他の子ども・子育て支援を円滑に利用するために必要な援助を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の便宜の提供を行うこと。

三 子ども及びその保護者が置かれている環境に応じて、子どもの保護者の選択に基づき、多様な施設又は事業者から、良質かつ適切な教育及び保育その他の子ども・子育て支援が総合的かつ効率的に提供されるよう、その提供体制を確保すること。

2 都道府県は、市町村が行う子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言及び適切な援助を行うとともに、子ども・子育て支援のうち、特に専門性の高い施策及び各市町村の区域を超えた広域的な対応が必要な施策を講じなければならない。

3 国は、市町村が行う子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業その他この法律に基づく業務が適正かつ円滑に行われるよう、市町村及び都道府県と相互に連携を図りながら、子ども・子育て支援の提供体制の確保に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

第五章 子ども・子育て支援事業計画

（基本指針）

第六十条 内閣総理大臣は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制を整備

し、子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 子ども・子育て支援の意義並びに子ども・子育て支援給付に係る教育・保育を一体的に提供する体制その他の教育・保育を提供する体制の確保及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的事項

二 次条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画において教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めるに当たって参酌すべき標準その他当該市町村子ども・子育て支援事業計画及び第六十二条第一項に規定する都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に関する事項

三 児童福祉法その他の関係法律による専門的な知識及び技術を必要とする児童の福祉増進のための施策との連携に関する事項

四 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

五 前各号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策の総合的な推進のために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本指針を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣、厚生労働大臣その他の関係行政機関の長に協議するとともに、第七十二条に規定する子ども・子育て会議の意見を聴かなければならない。

4 内閣総理大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（以下「教育・保育提供区域」という。）ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。）、特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。）に係る必要利用定員総数（同項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

二 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

三 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

3 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、前項各号に規定するもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項

二 保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項

三 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

4 市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育提供区域における子どもの数、子どもの保護者の特定教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。

5 市町村は、教育・保育提供区域における子ども及びその保護者の置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成するよう努めるものとする。

6 市町村子ども・子育て支援事業計画は、社会福祉法第一百七条に規定する市町村地域福祉計画、教育基本法第十七条第二項の規定により市町村が定める教育の振興のための施策に関する基本的な計画（次条第四項において「教育振興基本計画」という。）その他の法律の規定による計画であって子どもの福祉又は教育に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

7 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

8 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、インターネットの利用その他の内閣府令で定める方法により広く住民の意見を求めることその他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

9 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県に協議しなければならない。

10 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

第七章 子ども・子育て会議等

（市町村等における合議制の機関）

第七十七条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議

会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

- 一 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第三十一条第二項に規定する事項を処理すること。
 - 二 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第四十三条第三項に規定する事項を処理すること。
 - 三 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第六十一条第七項に規定する事項を処理すること。
 - 四 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。
- 2 前項の合議制の機関は、同項各号に掲げる事務を処理するに当たっては、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならない。
- 3 前二項に定めるもののほか、第一項の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。
- 4 都道府県は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。
- 一 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に関し、第六十二条第五項に規定する事項を処理すること。
 - 二 当該都道府県における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。
- 5 第二項及び第三項の規定は、前項の規定により都道府県に合議制の機関が置かれた場合に準用する。

○次世代育成支援対策推進法（抜粋）

第二章 行動計画

（市町村行動計画）

第八条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

- 2 市町村行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標
 - 二 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期
- 3 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 4 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、事業主、労働者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければ

ばならない。

- 5 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県に提出しなければならない。
- 6 市町村は、市町村行動計画を策定したときは、おおむね一年に一回、市町村行動計画に基づく措置の実施の状況を公表するよう努めるものとする。
- 7 市町村は、市町村行動計画を策定したときは、定期的に、市町村行動計画に基づく措置の実施の状況に関する評価を行い、市町村行動計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更することその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 8 市町村は、市町村行動計画の策定及び市町村行動計画に基づく措置の実施に関して特に必要があると認めるときは、事業主その他の関係者に対して調査を実施するため必要な協力を求めることができる。